

鳥取県規則第五号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「次長」の下に「・参事監」を加え、同表第三号中「・農業技術調整員」を削る。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款の三 食品加工研究所(第九十六条の五―第九十六条の七)」を「第九款 農業」

第三款の三 食品加工研究所(第九十六条の五―第九十六条の七)に、第九款の二

第三款の四 産業体育館(第九十六条の八・第九十六条の九)に、第九款の三

技術研修施設(第三百三十条)

営農研修館(第三百三十一条・第三百三十一条の二)を「第九款 農村総合研修所

農村総合研修所(第三百三十一条の三・第三百三十一条の四)」

(第三百三十条・第三百三十一条)に、「第三款 鳥取港海友館(第五百五十六条の五・第五百五十六条の六)」を

「第三款 鳥取港海友館(第五百五十六条の五・第五百五十六条の六) 第四款 みなとさかい交流館(第五百五十六条の七・第五百五十六条

の八)」に改める。

第六条の表総務部の職員課の項中「能率推進室」を「行政体制整備室」に改め、同表

総務部の市町村振興課の項中「振興係」及び「・財政係・税務係」を削り、同表総務部の同和对策課の項中「施設係」の下に「・人権施策推進室」を加え、同表総務部の国際課の項中「国際交流第一係」を「企画係・国際交流第一係」に改め、「・旅券係」を削り、同表農林水産部の森林保全課の項中「保護係」の下に「・全国育樹祭準備室」を加え、同表農林水産部の水産課の項中「・漁場整備係」を削り、同表農林水産部の漁港課の項中「建設係」の下に「・漁場整備係」を加え、同表土木部の道路課の項中「高速国道対策室」を「高速道路推進室」に改める。

第九条福祉保健課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 福祉のまちづくりの推進に関する事。

第十条県民生活課の項第一号を次のように改める。

一 ボランティア等の社会参加活動の総合窓口に関する事。

第十条県民生活課の項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 消費者保護に関する事。

第十条県民生活課の項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 化製場等に関する事。

第十一条商政課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第

六号を第五号とし、同項第七号中「及び商工労政事務所」を、「商工労政事務所及び産業体育館」に改め、同項中同号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条観光課の項第七号中「物産観光センター」の下に「及びコンベンション施設」を加える。

第十二条経営指導課の項第十二号中、「営農研修館」を削り、同条農産園芸課の項第八号中、「園芸試験場及び園芸技術研修所」を「及び園芸試験場」に改め、同条畜産課の項第十二号中、「畜産技術研修所」を削り、同条水産課の項第十三号中「開発」の下に「の調査計画」を加え、同条漁港課の項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 沿岸漁場の維持管理及び工事に関する事。

第十三条管理課の項第四号中「関すること」の下に「(市町村振興課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第十五号中「土地開発公社」を「鳥取県土地開発公社」に改め、同条道路課の項に次の一号を加える。

六 高速道路の整備の推進に関する事。

第十三条港湾課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 みなとさかい交流館に関する事。

第十五条第四項中「参事」を「参事監及び参事」に改める。

第十八条の表附属機関の欄中「鳥取県郡家保健所運営協議会」を削り、「鳥取県米子保健所運営協議会及び鳥取県根雨保健所運営協議会」を「及び鳥取県米子保健所運営協議会」に改め、同表担任する事務の欄中「保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第六一条第一項」を「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第十一条」に、「公衆衛生」を「地域保健」に改め、同表鳥取県鳥取・郡家保健所結核診査協議会、鳥取県倉吉保健所結核診査協議会及び鳥取県米子・根雨保健所結核診査協議会の項中「鳥取県鳥取・郡家保健所結核診査協議会」を「鳥取県鳥取保健所結核診査協議会」に、「鳥取県米子・根雨保健所結核診査協議会」を「鳥取県米子保健所結核診査協議会」に改める。

第三十四条の表鳥取県中部県税事務所の項を次のように改める。

鳥取県中部県税事務所		
総務課	徴収係・自動車税係	庶務係・管理係
課税課	直税第一係・直税第二係・間税係	

第三十四条第二項中「東部県税事務所及び西部県税事務所」を削り、同項総務課の項第四号中「関すること」の下に「(東部県税事務所及び西部県税事務所に限る。)」を加え、同条第二項収税課の項に次の一号を加える。

九 納税貯蓄組合の指導に関する事(中部県税事務所に限る)。

第三十四条第三項を削る。

第三十六条の六第二項の表を次のように改める。

鳥取県中部	鳥取県東部健康福祉センター					
	福祉部	保健課	保健予防課	保健課	保健予防課	保健課
	福祉課	生活環境課	食品衛生係・管理指導係・生活衛生係・環境保全係・試験検査係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係
福祉部	保健課	保健予防課	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	
福祉部	保健課	保健予防課	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	
福祉部	保健課	保健予防課	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	保健予防係・予防係・健康増進係・地域保健係	

轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取保健所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉保健所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子保健所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

2 地域保健法第十二条の規定により設置された保健所の支所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取保健所 郡家支所	八頭郡 郡家町	八頭郡
鳥取県米子保健所 根雨支所	日野郡 日野町	日野郡

第七十一条の三第一項中「掲げる保健所」の下に「及びその支所」を加え、同項の表中

鳥取県郡家保健所		鳥取県米子保健所	
総務課	保健衛生課	総務課	保健衛生課
衛生係・指導係	衛生係	衛生係	衛生係

を
に、
を

を次のように改める。

ただし、保健予防課及び生活環境課の所掌事務は、支所の管轄区域に係る事務を除いたものとし、総務福祉課及び保健衛生課の所掌事務は、支所の管轄区域に係る事務に限るものとする。

第七十一条の三第二項総務課の項中「総務課」を「総務福祉課」に改め、同条第二項に保健衛生課の項として次のように加える。

鳥取県米子保健所 根雨支所	総務福祉課 保健衛生課	総務係 衛生係・指導係
------------------	----------------	----------------

に改め、同条第二項ただし書

- 一 結核の予防に関すること。
- 二 急性伝染病の予防及び防疫に関すること。
- 三 性病、後天性免疫不全症候群その他の疾病に関すること。
- 四 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- 五 母体保護及び母子衛生に関すること。
- 六 健康増進対策に関すること。
- 七 栄養士の施行に関すること。
- 八 栄養の改善及び指導に関すること。
- 九 口腔衛生に関すること。
- 十 保健婦等の業務指導に関すること。
- 十一 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- 十二 鼠^{ねずみ}族昆虫の駆除その他環境衛生に関すること。
- 十三 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係営業の関係者の身分及び業務に関すること。
- 十四 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行に関すること。
- 十五 上水道及び下水道の衛生に関すること。
- 十六 墓地、火葬場等に関すること。

十七 温泉に関すること。

十八 食品衛生に関すること。

十九 調理師等食品関係者の身分及び業務に関すること。

二十 と畜場及びと畜に関すること。

二十一 食鳥処理場及び食鳥処理に関すること。

二十二 狂犬病予防及び飼犬管理に関すること。

二十三 公害対策に関すること。

二十四 保健衛生の試験検査及び研究に関すること。

二十五 景観形成の指導（屋外における物品の集積又は貯蔵に係るものに限る。）に関すること。

二十六 その他他課の所掌に属しない公衆衛生に関すること。

第四章第六節第三款の三の次に次の一款を加える。

第三款の四 産業体育館

（名称及び位置）

第九十六条の八 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成九年三月鳥取県条例第一号）第二条の規定により設置された産業体育館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位置
鳥取県立鳥取産業体育館		鳥取市
鳥取県立米子産業体育館		米子市

（所掌事務）

第九十六条の九 産業体育館は、集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るための事務を所掌する。

第二百二十九条中「教育部」を「教育研修部」に改める。

第四章第七節第九款を次のように改める。

第九款 農村総合研修所

（名称及び位置）

第三十条 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第六号）第二条の規定により設置された農村総合研修所の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位置
鳥取県立農村総合研修所		倉吉市

（所掌事務）

第三十一条 農村総合研修所は、農村指導者等の研修のための利用に関する事務を所掌する。

第四章第七節中第九款の二及び第九款の三を削る。

第一百五十六条の表鳥取県鳥取土木事務所の項を次のように改める。

所	鳥取県		鳥取土木事務
	工務第一課	工務第二課	
総務課	庶務係・会計係		
維持管理課	管理係・維持係		
用地課	改良第一係・改良第二係・舗装係・都市計画係	河川第一係・河川第二係・砂防係	
建築住宅課	建築住宅係・営繕係・設備係		

第一百五十六条の表鳥取県米子土木事務所の項を次のように改める。

鳥取県 米子土 木事務	工務第一課	改良第一係・改良第二係・舗装係・都市計画係	庶務係・会計係
所	工務第二課	河川第一係・河川第二係・砂防係	管理係・維持係
	米子空港整備 推進室		
	建築住宅課	住宅係・建築係・営繕係・設備係	
			総務課
			維持管理課
			用地課

第百五十六条第二項用地課の項第一号中「関すること」の下に「(鳥取環状道路に関する工事(以下「鳥取環状道路工事」という。)に係るものを除く。)」を加え、同項第二号中「関すること」の下に「(鳥取環状道路工事に係るものを除く。)」を加え、同項第二項工務第一課の項第一号中「道路工事」の下に「(鳥取環状道路に係るものを除く。)」を加え、同条第二項工務第二課の項の次に鳥取環状道路建設推進室の項として次のように加える。

- 鳥取環状道路建設推進室
- 一 鳥取環状道路工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
 - 二 鳥取環状道路工事に係る損害の賠償又は補償に関すること。
 - 三 鳥取環状道路工事の調査設計に関すること。
 - 四 鳥取環状道路工事の施行及び指導監督に関すること。
- 第百五十六条第二項建築住宅課の項の次に米子空港整備推進室の項として次のように加える。

米子空港整備推進室

- 一 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関すること。
 - 二 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関すること。
- 第四章第八節第百五十六条の六の次に次の一款を加える。

第四款 みなとさかい交流館

(名称及び位置)

第百五十六条の七 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例(平成九年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定により設置されたみなとさかい交流館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位置
鳥取県立みなとさかい交流館		境港市

(所掌事務)

第百五十六条の八 みなとさかい交流館は、県民の港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するための事務を所掌する。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(第三款

鳥取港海友館(第百五十六条の五・第百五十六条の六)を
「第三款 鳥取港海友館
第四款 みなとさかい交

(第百五十六条の五・第百五十六条の六)
に改める部分に限る。)、第十三条港湾課
流館(第百五十六条の七・第百五十六条の八)」

の項中第七号を第八号とし、第六号の次に一号を加える改正規定及び第四章第八節中第
百五十六条の六の次に一款を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「掲げる係」の下に「及び室（以下「係等」という。）を加え、同条の表高等学校課の項中「指導係」の下に「、高校改革推進室」を加え、同表文化課の項中「文化係」の下に「、美術館準備係」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「係」を「係等」に改める。

第六条第一項中「係」を「係等」に改め、同条第二項中「文化財主査」の下に「又は専門学芸員」を加える。

第七条第四号中「参事」の下に「及び高校改革推進室長」を加え、同条第六号中「室長補佐」の下に「（高校改革推進室にあつては課長補佐に相当する職にある主幹とする。）」を加え、「課長等」を「課長又は室長」に改め、同条第七号中「主幹」の下に「（前号に掲げる主幹を除く。）」を加え、「課等」を「課又は室」に改め、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 専門学芸員 上司の命を受け、芸術文化に関する専門的事項に係る事務に参画する。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第三号

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「建築技師」の下に「・専門学芸員・学芸員」を加える。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第二号

教育委員会事務局職員任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成九年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

- 別表の第一の一中
- | | |
|---|---|
| <p>〔(イ) 鳥取県……に任命する
……職……級に決定する
……号給を給する
……勤務を命ずる
……を命ずる</p> | <p>〔(イ) 職員の種類の別とする。
……を命ずる
……を命ずる</p> |
|---|---|

- 〔(1) 教育長の場合
鳥取県教育委員会教育
長に任命する
給料月額……円を給す
る
(2) 教育長以外の職員の場合

- 〔(イ) 鳥取県……に任命する
……職……級に決定す
る
……号給を給する
……勤務を命ずる
……を命ずる
〔(イ) 職名の別とする。〕

に改め、同表の第一中47を

48とし、43から46までを一ずつ繰り下げ、42の次に次のように加える。

- 43 給与改定
給料月額……円を給す
る
附 則

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成九年三月二十八日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

鳥取県病院局管理規程第一号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 夜間看護等手当

第十五条の見出しを「(夜間看護等手当)」に改め、同条第一項を次のように改める。
夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 病院の病棟に勤務する助産婦、看護婦、看護師、准看護婦又は准看護士が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したとき。

二 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に關し管理者が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

第十五条第二項各号を次のように改める。

一 前項第一号の業務 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

イ 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円

ロ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円

ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円

二 前項第二号の業務 千二百四十円

第十五条第三項中「第一項の」を「第一項第一号の業務に係る」に、「前項」を「前項第一号」に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成九年四月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】